

流山市農業委員会
令和7年第11回
総会議事録

令和7年11月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和7年第11回総会議事録

1 期　　日　　令和7年11月11日(水)
2 場　　所　　流山市役所第301会議室
3 議　長　名　　水代 啓司
4 署名委員　　6番 金子 孝博
　　　　　　　7番 中嶋 清

5 出席農業委員(委員10名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席農業委員(委員2名)

7 出席農地利用最適化推進委員(委員2名)

2地区 森田 元彦
2地区 海老原 節雄

8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)

1地区 藍川 治助

9 書記名 事務局主事 窪田 優成

10 事務局 事務局長 深津 博樹
　　　事務局次長 染谷 晃
　　　事務局次長補佐 水落 朋子
　　　事務局会計年度任用職員 斎藤 恒夫

11 会議目次

議案第45号 農用地利用集積等促進計画の決定について	1
議案第46号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	4
議案第47号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	7
議案第48号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	8
議案第49号 農地所有適格法人報告書の提出について	10
議案第50号 令和8年度流山市農地等利用最適化施策に関する意見について	12
報告第30号 合意解約の通知について	14
報告第31号 専決処理の報告について	15

▲開会 午後3時2分

○水代会長 開会に先立ちまして、一言お願ひ申し上げます。

出席委員におかれましては、進行の妨げとならないよう携帯電話の電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から令和7年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より2名出席していることを報告いたします。

なお、1番鈴田委員、5番鈴木委員、藍川推進委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

6番 金子孝博委員、7番 中嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命します。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

○染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日御審議いただく案件につきましては、議案第45号「農用地利用集積等促進計画の決定について」から議案第50号「令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」までの6議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第30号「合意解約の通知について」から報告第31号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ござりますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第45号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第45号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和7年11月11日提出

今月の申請は新規が8件ですが、実質更新が4件です。

始めに、議案1番から2番の権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田3筆と平方の田1筆 合計面積4,094平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番は実質更新、2番は新規により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、1ページと3ページの②にございますので、併せて御参照ください。

次に、議案書2ページをお開きください。

3番の権利者は、流山市北にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田1筆 面積1,004平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、2ページの③にございますので、併せて御参照ください。

次に、議案4番から6番の権利者が同一のため、一括して御説明いたします。

対象となる農地は、西深井の田1筆、平方の田2筆 合計面積3,083平方メートルです。

利用権の設定期間は、4番は新規、5番と6番は実質更新によりいずれも5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、2ページの④⑤と3ページの⑥にございますので併せて御参考ください。

次に、議案書4ページをお開きください。

7番の権利者は、流山市南にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田2筆 合計面積1,914平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により10年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、3ページの⑦にございますので併せて御参考ください。

最後に、8番の権利者は、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、北の畠1筆 面積1,914平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参考ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小菅副委員長。

○小菅副委員長 本案につきましては、金子委員長に関する案件が含まれていることから、私が代わりに報告させていただきます。

議案第45号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が8件で、そのうち、実質更新が4件です。

始めに、1番と2番ですが、権利者が同一のため一括して説明いたします。

1番については、実質更新で5年間、2番については、新たに5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は62歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

現地の状況については、1番は刈取済み、2番については草刈済みの状態でした。

次に、3番については、新たに5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は64歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

現地の状況については、刈取済みの状態でした。

次に、4番から6番についても、権利者が同一のため、一括して説明いたします。

4番については、新規により5年間、5番と6番については、実質更新により5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は69歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は280日です。

現地の状況については、4番、5番、6番とも刈取済みの状態でした。

次に、7番については、実質更新により、10年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は63歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

現地の状況については、刈取済みの状態でした。

最後に、8番については、新たに5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は21歳です。

農業従事者は6名で、農業従事日数は300日です。

現地の状況については、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

なお、本案の4番から6番までについては、金子孝博委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子孝博委員の退席を求める。

(午後3時14分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の4番から6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の4番から6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第45号の4番から6番については、承認することに決定いたしました。

金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時15分 金子孝博委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番から3番と7番、8番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番から3番と7番、8番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第45号の1番から3番と7番、8番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第46号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第46号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願いがだったので審議を求める。

令和7年11月11日提出

今月の申請は3件です。

1番と2番については、隣接しており、関連があるため一括して御説明いたします。

1番の申請者は、流山市西深井にお住まいの方です。

2番の申請者は、流山市長崎一丁目にお住まいの方です。

申請地は、西深井の登記地目 畑3筆 合計面積753.51平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

議案案内図は、5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、3番の申請者は、流山市上新宿にお住まいの方です。

申請地は、上新宿の登記地目 畑3筆 合計面積97平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

議案案内図は、7ページと8ページにございますので併せて御参照ください。

いずれも、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求める。

金子孝博委員長。

○**金子孝博委員長** 議案第46号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、3件です。

本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番と2番については関連がありますので一括して報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約600メートルに位置している土地であります。

現地は、平成11年頃に南側に隣接する西深井幹線の道路事業により、分筆された土地です。

当時から生垣で仕切られ、庭として利用してきたとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成16年に撮影された航空写真が添付されております。

申請目的につきましては、登記簿上の地目は畠となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり1番の申請地内は、生垣で囲われており、門扉、倉庫などが存在しております。

2番については、生垣の一部であることを確認いたしました。

よって、今から20年以上は、宅地の一部として利用されていることが確認できると判断したため、1番と2番については、賛成多数で証明相当という結論に達しました。

次に、3番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1.1メートルに位置している土地であります。

現地は、昭和50年頃自宅を建築した際に、ブロック塀が設置され当時から宅地として利用してきたとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成16年に撮影された航空写真が添付されております。

申請目的につきましては、登記簿上の地目は畠となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおりブロック塀の内側で、庭や玄関の一部とな

っていることを確認いたしました。

よって、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、3番については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆10番(岡田委員) 1番と2番についてですが、私も第3小委員会で現地を確認しましたが、一部に畠として見れば、畠として見られる部分があり、私の見た目ではその部分は畠として利用できるのではと思っています。

申請代理人の話では、法務局は塀で囲ってあった場合、内側を全て宅地として見るということでした。

それは、法務局の考え方だと思いますが、私が現地を見た限りでは、全部が非農地という形ではないと思います。

3番のようにブロック塀などで囲まれていれば宅地としてわかるのですが、1番と2番については非農地として見ていいのかどうかわかりませんでしたので、第3小委員会では賛成していません。

◆金子孝博委員長 庭先ということで、今回は認めるしかないということになりましたが、岡田委員は、できれば畠にしたいという意見でした。

◆10番(岡田委員) 今後、土地所有者が畠として耕作することはないと私は、現地を見た限り、非農地ではないと思いました。

○事務局(染谷次長) 事務局から補足説明をさせていただきます。

現地を確認したところ、北側部分は門や塀に囲まれており、以前から建物や農業用倉庫が建っている状況で宅地となっています。

南側部分は、生垣で囲まれており、庭としての形態を保っていました。

現地において、申請代理人の土地家屋調査士から、生垣に囲まれており、全体で見れば法務局では宅地性は認められるだろうという説明を受けました。

非農地証明は、現況確認の証明であることから、過去の状況で宅地として認めるのではなく、現在の現地の状況で判断すべきもので、全体から見れば、庭としての草刈りなどの管理や芝張などがなされていることから、第3小委員会では賛成多数で宅地と判断したところです。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数あります。

よって議案第46号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第47号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の7ページを御覧ください。

議案第47号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7および租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和7年11月11日提出

今月の申請は1件です。

被相続人については、流山市上新宿の方で令和7年2月にお亡くなりになられた方です。

申請者は、流山市上新宿にお住まいの方で被相続人の妹に当たります。

申請地は、上新宿の畠5筆 合計面積4,711平方メートルです。

議案案内図につきましては9ページにございますので併せて御参照ください。

相続人については、年齢は68歳の方で職業は兼業です。

相続人の世帯の農業従事者は、1名です。

現地の状況につきましては、草刈済みの状況でした。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第47号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

本案につきましては、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北西約1キロメートルに位置している畠5筆です。

被相続人は、昭和22年生まれで、令和7年2月に77歳で亡くなられた方です。

申請者は、被相続人の妹で、昭和32年生まれの68歳です。

現地の状況ですが、草刈済みの状況でした。

ヒアリングでの内容は、農業従事者は申請者の1名ですが、申請者の姉や姉の子2名も手伝いに参加するとのことです。

申請者の農業従事日数は約200日で、農業機械については、トラクター、耕運機、草刈機を所有しているとのことです。

申請地については、ブドウやブルーベリーなどの果樹を中心に作付ける予定です。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくと判断したため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第7番(中嶋委員) 申請地は、市街化区域か市街化調整区域のどちらですか。

○事務局(染谷次長) 市街化調整区域です。

◆第7番(中嶋委員) 相続税の評価額は安いですよね。

○事務局(染谷次長) 評価額はわかりませんが、相続税は非常に低くて、恐らく20万円いかないくらいです。

◆第7番(中嶋委員) わかりました。

◆水代会長 私から質問します。

今回の申請面積が4,711平方メートルで、権利者の耕作面積が4,965平方メートルとなっていますが、254平方メートルは自分で農地を所有しているのですか。

○事務局(染谷次長) 254平方メートルについては、上新宿新田に自作地として所有しています。

◆水代会長 わかりました。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第47号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第48号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第48号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和7年11月11日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、共有名義で、流山市前平井にお住いの方3名です。

申請地は、流山市前平井の畠10筆です。

流山市運動公園地区の区画整理地内です。

従前地の面積は3,757.69平方メートルで、仮換地の面積は2,360平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の母および祖母に当たる方で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があつたものです。

議案案内図につきましては、10ページにございますので併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第48号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の西約300メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の母および祖母に当たる方です。

区画整理事業に入る前は、栗や野菜を耕作しており、年間200日程度農業に従事していましたということです。

この方は、令和3年6月に亡くなっていますが、この当時は、区画整理事業のため使用収益が開始されていませんでしたが、令和7年度中に使用収益が開始されることとなりました。

そのため、相続人だけでは、申請地を耕作することは困難なため、証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおりの状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

した。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第48号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第49号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第49号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりだったので、意見を求める。

令和7年11月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりのことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市松ヶ丘5丁目に所在する農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和6年8月1日から令和7年7月31までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに作成しております。

確認書の表に、令和7年9月29日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですのでこの欄を縦に御覧ください。

経営面積は、0.305ヘクタールです。

農地の位置図は、議案案内図の11ページにございますので併せて御参照ください。

法人形態は、非公開の株式会社です。

主な事業は、菌床しいたけや、露地野菜の生産・販売および農作業等の受託です。

売上高は、全額農業に関する売り上げで占めておりました。

議決権数は、10株であり、そのうち10株が農業の常時従事者であります。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は、200日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきました。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子孝博委員長 議案第49号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 耕作面積は3反で、その割には売上高が大きいと思いますが、農作業の受託業務が主たる売上げなのでしょうか。

また、それは全て農業に関する売上げになるのですか。

○事務局(染谷次長) 報告では、今年度の売上高1,600万円のうち菌床しいたけに係る売上げは確認できませんでした。

想定ですが、雑収入が100万円となっており、それが受託業務の売上げにあたり1,500万円は菌床しいたけの売上げであると考えています。

また、農作業の受託業務も農業に関する売上になります。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第49号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第50号「令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の11ページを御覧ください。

議案第50号

令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策について、別紙のとおり意見する。

令和7年11月11日提出

始めに、農地等利用最適化推進施策に関する意見については、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について意見を提出することができます。

流山市農業委員会では、これに基づき、市長に対して意見書を毎年12月に提出しております。

今回、委員の皆さまからいただきましたご意見等をもとに、総合農政検討委員会の皆さまに御検討を重ねていただき、その案がまとまりましたことから本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」を朗読させていただきたいと思いますので、資料を御覧いただきたいと思います。

令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見(案)

1 農業経営改善の充実

これから流山市の農業の振興を図るために、認定農業者、親元就農者や新規就農者を中心に、積極的に生産、出荷、販売に取り組む意欲的な農業者を支え、育成していくことが必要である。安定的な営農活動を継続するためには、農業者個々の特性を考慮した支援を行うことが重要である。

(1)認定農業者を始めとした意欲的な農業者が農業経営環境を整え、安定した営農活動を維持できるよう、高生産推進事業補助金の対象経費の拡大等、機械や施設への投資について助成の一層の充実を図ること。

また、生産資材や燃料費等の物価高騰により、営農活動の維持が困難になることのないよう、国の重点支援地方交付金を活用するなど、農業経営環境の変化に応じ

た支援策を講じること。

(2)安心・安全な営農環境を維持するため、農道や水路等の補修、整備に対応できるよう、予算確保を含め、取り組むこと。

特に、新川耕地は周辺の大規模開発により、営農環境が大きく変化している。

田植え機やコンバイン等の農耕車走行への配慮看板の設置や交差点への信号設置等の交通安全対策、水質管理や監視等の水利環境を保全する対策を関係各課が協力して実施すること。

(3)本市の水稻を始めとした農業を取り巻く状況は、営農が困難となった農地を引き受ける等、一部の担い手の努力によって支えられている。こうした担い手は地域農業に大きな役割を果たしていることから、農用地有効活用事業奨励金の拡充等、さらなる支援措置の対象となるよう検討すること。

(4)農業残渣の処分について、宅地化の進行により従来のような野積みや焼却が困難になっていることから、他自治体の事例を研究し、処分に係る負担軽減策を検討すること。

(5)近年、梅雨明け以降の急激な気温上昇により、農作業中の熱中症の危険性が極めて高い状況にある。すべての農業従事者に向けて注意喚起を行うこと。

2 農業への理解の促進

農林水産省の都市住民への調査では、多くの方が都市農業の多様な役割を評価し、理解を示しているが、実際には都市部での営農環境は年々厳しくなっている。そこで、これまで以上に多くの市民に農業への理解を深めていただくことが重要である。

(1)市内産農産物について認知度を高めるためにも、農業共進会を市民まつりの会場内で開催するなど、市内産農産物を市民に直接アピールできる場や機会を設けること。

(2)食育への取組みとして、学校給食への市内産農産物を引き続き使用するとともに、より多くの学校に安定して供給できる集荷や納品等の仕組みづくりを検討すること。また、小中学生を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大切さが伝えられるよう、食育に関連した教育に努めること。

(3)都市農業を取り巻く状況下で、より良い農産物の生産のためには施肥や薬剤散布等が必要であり、農業者も極力周辺住民の方々に配慮しているところではあるが、影響を完全に排除しきれない。

また、強風時の土ぼこり等は防げないものである。農地や農作業について市民の方にもご理解ご協力いただけるよう、市としても働きかけを行うこと。

さらには、ライフスタイルや価値観の変化により、自ら農作物を育てたいというニーズが高まっていることから、市民農園等、市民が農業と接する機会の拡充について検討すること。

(4)本年1月1日号広報ながれやまで農業を取り上げていただいた記事は農業者の間で大変好評であった。今後も広報紙のみならず、市の情報発信力を最大限に活かして農業者と消費者をつなげるような広報活動を実施すること。

意見(案)の説明につきましては、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第50号「令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」御報告いたします。

本案につきましては、10月と11月の総会開催前に総合農政検討委員会を開催し、検討を行いました。

また、この意見書の作成に当たりましては、農業委員、推進委員の皆さんにも意見募集についてお願いいたしました。

その上で、「令和8年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」の案について別紙のとおり、取りまとめました。

御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、原案のとおり意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第50号については、原案のとおり意見を提出することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第30号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第30号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があつたので報告する。

令和7年11月11日報告

合意解約が行われました農地は、西深井にあります、田1筆 面積1,021平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、令和7年10月3日です。

議案案内図につきましては、12ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたら、質問、意見がございましたら承ります。

◆森田推進委員 合意解約が行われた農地については、借主が変わるのでですか、それとも、耕作しなくなるのですか。

○事務局(染谷次長) 解約後についてですが、来月以降に農用地利用集積などの何かしらの申請がされるということを聞いていますので、引き続き耕作者がいる状況です。

○水代会長 他に質問、意見ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第31号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の13ページを御覧ください。

報告第31号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月11日報告

始めに、1. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出は、4件 6筆 合計面積1,497.27平方メートルです。

次に、2. の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、10件 54筆 合計面積22,688.72平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が8件、マンションの区分所

有が1件、その他の建物施設用地が1件の計10件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和7年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時12分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和7年11月11日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

金子春博

流山市農業委員会委員

中嶋 謙